公　　告

鳥取市立図書館情報管理システム更新事業について、事業者を選定するため公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

　令和５年７月７日

鳥取市長　深　澤　義　彦

１　業務の概要

　（１）業務名

鳥取市立図書館情報管理システム更新事業（以下「本業務」という。）

（２）業務内容

鳥取市立図書館情報管理システム更新事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）委託期間

再構築期間　　　　　　契約締結日から令和６年２月末日まで

保守・運用支援期間　　令和６年３月１日から令和１１年２月２８日まで

（４）委託費上限額

金160,516,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

２ 参加資格

　　本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

　（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査手続について（令和３年鳥取市告示第５１７号）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「情報処理サービス」に登録されている者であること。

（４）本事業の公告の日以後契約を締結するまでの間において、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月１日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

（５）暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと。

（６）ＩＳＯ２７００１情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。

（７）プライバシーマーク制度に基づくプライバシーマークの付与認定を受けていること。

（８）宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。

（９）国税及び地方税を滞納していないこと。

３ 実施要領等の配布

（１）配布場所

８に記載の担当部署にて直接配布する。

※鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能

（２）配布期間

令和５年７月７日（金）から令和５年７月１９日（水）までの日（直接配布においては、午前９時から午後５時まで。鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１６年鳥取市教育委員会規則第２１号）に規定する鳥取市立図書館の休館日（以下「休館日」という。）を除く。）

４ 参加表明書の提出

（１）受付期間

令和５年７月７日（金）から令和５年７月１９日（水）までの日（休館日を除く。）の午前９時から午後５時まで

（２）提出方法

８に記載の担当部署に電子メールで参加意向表明書を添付し送信すること。

５ 参加申込み及び企画提案書等の提出

（１）受付期間

令和５年７月７日（金）から令和５年８月２３日（水）までの日（休館日を除く。）の午前９時から午後５時まで

（２）提出方法

８に記載の担当部署に持参又は郵送（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便に限るものとし、受付期間の末日までに必着のこと。）すること。

６ 選考方法等

　 鳥取市が設置する選定委員会において企画提案の内容、業務の実施能力等を総合的に評価採点し、最優秀提案者を決定するものとする。

７ 契約の締結

　 決定した最優秀提案者と本市が協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結するものとする。なお、決定した最優秀提案者と本市の間で、仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選考結果において次点とされた提案者と契約締結の交渉を行うものとする。

８ 担当部署

　 〒６８０－０８４５

鳥取市富安二丁目１３８番地４

鳥取市立中央図書館（鳥取市役所駅南庁舎２階）

ＴＥＬ：０８５７－２０－３８０２

ＦＡＸ：０８５７－２７－５１９２

電子メール：chuo-library@city.tottori.lg.jp

担当　大角・石村

９ その他

（１）関連情報を入手するための照会窓口は、８の担当部署とする。

（２）参加資格確認書及び企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、応募者の負担とする。

（３）提出された書類は、返却しない。

（４）提出された書類は、法令等に定めがある場合をのぞき、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。

（５）その他詳細は、鳥取市立図書館情報管理システム更新事業公募型プロポーザル実施要領による。